

市民の皆様へ～新型コロナウイルスに関する緊急メッセージ

町田市長 石阪丈一

市民の皆様には、これまでの新型コロナウイルス感染症拡大防止に対し、ご理解とご協力を賜り、心より感謝申し上げます。

2月2日の夜、内閣総理大臣から緊急事態宣言を3月7日まで延長することが発表されました。緊急事態宣言の発出後、感染予防の努力の効果が表れ、町田市内の感染者数も、減少の兆しが見えてきました。しかし、医療機関がひっ迫している状況は変わりません。また、特に高齢者の場合は、急激に容体が悪化する方も多いため気を付けなければなりません。最近の傾向として、無症状の方が相当数いると聞いています。日頃から、自分が感染している可能性も考え、感染を広げない行動をお願いします。

さて、報道等でも取り上げられることが増えてきた新型コロナウイルス感染症のワクチン接種について、町田市でも新たな取り組みを始めました。まずは、1月29日付で補正予算を組み、約3億1000万円の緊急対応予算

を確保しました。この予算を使い、皆様からの問い合わせにお答えするコールセンターの設置や、ワクチン接種券の郵送など、具体的な準備を進めています。また、2月1日には、ワクチン接種の準備を加速させるため、保健所内に「臨時接種推進室」を設置しました。コロナとの闘いを収束させるカギとなるワクチンの接種は、4月以降に予定されています。そして、ワクチン接種の前に、どれだけ感染を抑え込めるかが、接種とあわせ非常に重要であると言われています。国からワクチンの供給があり次第、できるだけ速やかに皆様に接種していただけるよう、市として今できる最大限の努力を進めてまいります。

市民の皆様におかれましても、引き続き粘り強く感染症予防対策に努めていただきたいと思います。皆で力を合わせこの難局を乗り越えましょう。

準備を進めています **新型コロナウイルスワクチン接種** 臨時接種推進室 新型コロナワクチン接種専用コールセンター ☎732・3563

【新型コロナワクチン接種に関するコールセンター】☎732・3563(2月15日から)

受付時間 午前8時30分～午後7時

市HP [新型コロナウイルスワクチン接種](#)

市では、新型コロナウイルスワクチンの接種について、現在、2月中旬から医療従事者の接種開始に向け準備中です。その後、4月以降から高齢者の接種を開始予定です。

接種券の発送等の詳細は、引き続き本紙や町田市ホームページ等でお知らせします。

接種費用は無料です。

【詐欺にご注意ください】

都や市、保健所の職員の名前をかたり、新型コロナウイルスのワクチン接種ができるなどと言って、金銭を要求する不審な電話にご注意ください。新型コロナワクチン接種費用の自己負担はありません。

不要不急の外出自粛と感染予防対策を徹底しましょう

保健総務課 ☎724・4241

市内累計感染者数 1971人(2月7日現在)
市内累計退院者等 1587人(2月5日現在)

市内の最新の感染者数等は町田市ホームページで公開しています。

また、緊急事態宣言の発令に伴い、一部の公共施設は開館時間の短縮等を行っています。

最新の情報は、町田市ホームページ「新型コロナウイルス感染症特設ページ」をご確認ください。



※この記事の内容は2月8日時点の情報です。

症状がある方の相談窓口

まずは、かかりつけ医にご相談ください。かかりつけ医がない方や受診機関に迷う場合は右記のいずれかにご相談ください。

町田市発熱相談センター ☎724・4238(月～金曜日:午前9時～午後5時)

東京都発熱相談センター ☎03・5320・4592(毎日:24時間)

東京都新型コロナコールセンター ☎0570・550571(英語、中国語、韓国語での相談も可、毎日:午前9時～午後10時)

FAX03・5388・1396(電話での相談が難しい方)

マイナンバーカードについてのお知らせ

9月末までマイナポイントの申込期間を延長します

市民課 ☎860・6195

【マイナポイントの利用にはマイナンバーカードが必要です。申請はお早めに】

事業期間が9月末まで延長されました。

※マイナポイントの申し込みを希望する方は、3月末までにマイナンバーカードを申請(右下二次元バーコード)してください。4月以降に申請した場合は対象になりません。

＜マイナポイント事業とは＞

キャッシュレス決済で、チャージやお買い物をする際、金額の25%のポイント(最大5000ポイント)を付与するものです。

＜マイナポイントの利用方法＞

マイナンバーカードの取得と、マイナポイントの予約(マイキーIDの設定)、申し込み(キャッシュレス決済手段の選択)が必要です。

詳細は、マイナポイントホームページをご覧ください。マイナンバー総合フ

リーダイヤル(☎0120・95・0178)へお問い合わせください。

＜マイナポイントの予約・申し込みを支援しています＞

スマートフォンやパソコン・ICカードリーダー等をお持ちでない方や、操作方法が分からない方が対象です。手続きの際は、マイナンバーカードと利用者証明用電子証明書の暗証番号(数字4桁)が必要です。

【マイナンバーカードをまだお持ちでない方へ 申請書を順次送付します】

3月下旬までに地域ごとに順次送付します。急ぎで申請書が必要な場合や申請書が届かない場合は、市民課へお問い合わせください。

マイナンバーカードの交付申請方法は
こちら→



マイナンバーカードが健康保険証として利用できるようになります!

保険年金課 国民健康保険の被保険者証について=☎724・2124、国民健康保険の限度額適用認定証について=☎724・2130、後期高齢者医療保険の被保険者証・限度額適用認定証について=☎724・2144

3月(予定)から、一部の医療機関や薬局などで、マイナンバーカードを健康保険証として利用できるようになります。

※マイナンバーカードを健康保険証として利用するためには、マイナポータル(右記二次元バーコード)での事前登録が必要です。



※登録の有無にかかわらず、既存の健康保険証は引き続き利用できます。

※一部の医療機関や薬局では、健康保険証の提示が必要です。準備状況は各医療機関または薬局へお問い合わせください。

【手続き無しで限度額以上の医療費の支払いが不要になります】

高額な医療費がかかった場合、3月(予定)から、マイナンバーカードを健康保険証として利用できる医療機関では、手続き無しで限度額以上の医療費の支払いが不要になります。

※従来どおり、医療機関に提示する「限度額適用認定証」の交付を申請することも可能です。

※国民健康保険加入者は、保険税の滞納がある場合、原則として対象にはなりません。

号の広報紙は、11万2091部作成し、1部当たりの単価は18円となります(職員人件費を含みます。また作成経費に広告収入等の歳入を充当しています)。